

令和6年11月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度11月総会を日置市中央公民館3階大会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第 4 号	農地等の現況に係る報告審議について	(1 件)
議案第 52 号	農業振興地域整備計画変更審議について	(1 件)
議案第 53 号	農地法第3条許可申請書審議について	(5 件)
議案第 54 号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(2 件)
議案第 55 号	農地法第5条許可申請書審議について	(7 件)
議案第 56 号	非農地証明願出書審議について	(1 件)
議案第 57 号	農用地利用集積計画審議について	(12 件)
議案第 58 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(8 件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 眞憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 鉾之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 9人 〉

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹		
		26 番 榎園 博文	27 番 池田 直人
28 番 樋元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視	
32 番 鶴田 浩志		34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (6 人)

22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹	24 番 有村 昭郎	25 番 南田 達宏
31 番 有馬 孝一	33 番 田中 宏和		

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和6年度11月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

また、農地利用最適化推進委員が9名出席しております。

なお、(下池健悟推進委員、川畑直樹推進委員、有村昭郎推進委員、南田達宏推進委員、有馬孝一推進委員、田中宏和推進委員) から欠席届が提出されています。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、18番「横山義晴」委員と19番「中玉利一朗」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第4号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。

番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。

同対象地につきましては、駐車場として転用許可済みですが、地目変更登記に伴う法務局からの照会案件です。

なお、処理期限の関係上、鹿児島地方法務局へは報告済みです。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

17番 報告第4号の番号1について報告いたします。

令和6年10月29日、私と副の今屋委員は事務局職員と現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

現況地目は、雑種地です。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第4号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第52号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の5頁をご覧ください。1件です。

本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。

番号1の種別は除外、目的は一般住宅です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

13番 議案第52号の番号1について報告いたします。

令和6年11月22日、私と日吉地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律の要件のすべてを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何か質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第52号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第52号について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第4、議案第53号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

鉾之原正美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 8頁の番号1です。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 5,145㎡、作物は水稻です。

以上、計1件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第53号の番号1について報告いたします。

令和6年11月20日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第53号の番号1の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第53号の番号1の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第53号の番号1の案件について、許可することに決定しました。

鉾之原委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着 席]

会長 次に、議案第53号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 8頁の番号2から番号5までの4件です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は16,306㎡、作物は牧草です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 6,192㎡、作物は果樹です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 107,333㎡、作物は甘藷他です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 107,871㎡、作物は甘藷他です。
以上、計4件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

7番

議案第53号の番号2について報告いたします。

令和6年11月20日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第53号の番号3について報告いたします。

令和6年11月22日、私と副の永野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中及び重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第53号の番号4について報告いたします。

令和6年11月22日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第53号の番号5について報告いたします。

令和6年11月22日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。 議案第53号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第53号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

- 会長 賛成多数です。議案第53号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第5、議案第54号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。
なお、議案第54号の番号1は、日程第6、議案第55号「農地法第5条許可申請書審議」の番号3と。議案第54号の番号2は、日程第6、議案第55号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4と関連しますので、あわせて審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の14頁からです。2件です。
番号1は、19頁の議案第55号「農地法第5条許可申請書審議」の番号3と関連がありますので、あわせて説明いたします。
本案件は、令和5年11月28日付け、指令日農委第5号63で農地法第5条の規定により許可を受けた、転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。
申請人は、申請地付近にシラス製品のストック場（資材置場）を整備する計画ですが、運搬車の転回スペース等を追加整備するため、申請地を追加し、今回、事業計画を変更するものです。
以上、事業計画変更申請書審議の番号1と議案第55号「農地法第5条許可申請書審議」の番号3については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当。
また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
次に、15頁の番号2は、19頁の議案第55号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4と関連がありますので、あわせて説明いたします。
本案件は、令和6年8月5日付け、指令日農委第5号22で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。
申請人は、申請地一帯にウイスキー原酒保管庫の整備を計画しており、前回までに11筆を申請許可済みですが、申請地の一筆についても相続手続き等が完了し購入することとなったため、隣接する原野14筆3,914㎡と一体利用し合計面積 8,759㎡にてウイスキー原酒保管庫を整備するため、事業計画変更するものです。
以上、事業計画変更申請書審議の番号2と議案第55号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当。
また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 10番 議案第54号の番号1と議案第55号の番号3について、一括して報告いたします。
令和6年11月22日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、及び農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 13番 議案第54号の番号2と議案第55号の番号4について、一括して報告いたします。
令和6年11月22日、私と副の宮脇委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約 0.6ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、及び農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。

議案第54号の番号1と関連する議案第55号の番号3。議案第54号の番号2と関連する議案第55号の番号4の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

13番 ひとついいですか。1番の件ですが、私はここの自治会長もしておりまして、ここの赤線の用途廃止に関する承諾書に印鑑をくださいというときに役員会を開いて、印鑑をつかなかったという経緯があります。申請者が赤線を買収したいという相談に来られたんですけど、印鑑をつかないという判断をしました。理由は、申請地上部に過去に砂を取ったという経緯があるんですけども、問題が非常にありまして、まず、風が吹けば砂が飛んでゴミが飛んで洗濯物が汚れる、大型重機が動くもんだからゆっくりとお茶も飲めない、などの理由がありまして、また、雨が降れば上の旧キャンプ場の方、松林の方にシラスが流れていくなどの理由から印鑑をつかなかった経緯があります。彼らも仕事ですからどう言う気はないんですが、すべての土を取った後をどうするのか。そのままほったらかしにするのか、木を植えるか、農地にして返すかなどのことを一筆書いて通知をしていただければ助かります。

会長 事務局はどのように考えますか。

事務局 はい、その黒土を取るというのはどこのことでしょうか。

13番 ここが赤線で、ここを下さいという同意を自治会に求めてこられたんです。代書屋さんから。そのときにうちの自治会で、反対をしました。理由はさっき言ったとおりです。で、いまこの土を取っておられると思うんですが、この赤線部分までを取っているんだったら問題じゃないのかなと思っております。最終的に、私的には彼らも仕事ですので構わんと思っていますけれども、最終的に木を植えるか、農地にして返すかなどを判断してもらいたい。二つ目は、ここも過去に砂を取ってそのままにしており、かずら等が生えてほったらかしにして、全然使い物にならない土地と化しております。そういう状況なので、なにか一筆書いていただければ助かります。すんなどとは言わないですけども、何かそれなりの対策をしていただきたい。ましては、ひょっとして吹上の委員の方々は記憶があるかもしれませんが、入来のところでのこの会社は砂を取って、なにかその時に問題は無かったのかなと、南区でも砂を取っており地域の方々がちょっと批判がいくつかでてるよということがあったので、そういうこともあるのでなにか一筆書いていただければなということです。

12番 その赤線を買収できるんですか。

13番 できるんです。はい。役所に聞いたら自治会の印鑑をもらって来いということで、印鑑がそろえば買収ができたと思います。

会長 受益者がいたらだめなんですよ。

10番 現況はですね、赤線部分の確認はできないような状況です。今回の申請については、この場所は初めていきましたが、ここが部分が残っているため、ここだけを反対するという要件に該当しないので、こんかいは許可相当と判断したところです。これまでの経緯を詳しく知りませんでしたが、地域の住民の方々からすれば、風が強い日はそういった影響があるのだらうということをおっしゃって

るのではないかと私は思います。

会長 この赤線は、支所の地域振興課に行けば印鑑をもらえば許可をもらえるけど、払い下げはできるわけよな。そこをまた、自治会長さんだったよね、支所に行って印鑑を押せば払い下げできるのよな。

13番 自治会としては印鑑は押さないんです。この話は二度としませんと言ってあるんです。

17番 いいですか、この関連議案は、前回の申請が出たときに、この赤線の受益者はこの見限り転用された土地の隣接の、一体利用で許可が出ているわけじゃないですか。結局この受益者は、申請者が買っていたら、申請者しかいないということになりますよね。だから、受益者に関することは何も言えない。ま、あとは自治会の許可なんですけど、前回の許可の時に事後のことに関する条件を出していないので、今回の件でそのような意見をつけるということはあれかなと思うんですけど。

7番 赤線の定義、入口から出口まででしょ。途中で切るってどうかと思いますけど。

事務局 里道の話なんですけど、ここでする案件ではないので、地域振興課と関係者ではなしをしていただくということで。申請書には、被害防除に関する誓約書というものがついておりますので。

13番 転用目的は、資材置場ということなので、そういった被害等がでたときとか対処ができてないときは、許可を取消すとか、農地に戻すとかになりますよね。

事務局 赤線の話は、農地の話と切り離さないといけませんね。最初の時に、里道の部分については支所と協議をするように指導をしています。

13番 風が吹いたときなどのために、砂が飛ばないようにしていただくとかしていただきたいということです。

事務局 いま、被害防除に関する誓約書は出ています。

7番 こういう被害があるんですということを、事務局に出して、それをもとに事務局から申請者に対して、地域からの要望に基づいて、被害防除等に関する措置をしっかりと対応してほしいという旨を通知すればよくないですか。

会長 はい、それでは、この件に関しましては、そういったことで対応するというところでよろしいですか。

議場 [異議等なし]

会長 ほかに質疑等ございませんので、議案第54号の番号1と、関連する議案第55号の番号3。議案第54号の番号2と、関連する議案第55号の番号4の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第54号の番号1と、関連する議案第55号の番号3。議案第54号の番号2と、関連する議案第55号の番号4の案件について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第55号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号3及び番号4以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 初めに、資料の訂正をお願いします。20頁の番号7の転用目的の欄が「駐車場」となっていますが、「貸駐車場」でしたので訂正をお願いします。

それでは、資料の19頁をご覧ください。5件です。

番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。期間は、25年です。

番号7の転用目的は、貸駐車場、権利種別は所有権移転です。

以上、5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

- 3番 議案第55号の番号1について報告いたします。
議案第55号の番号1について報告いたします。
令和6年11月20日、私と副の地頭所委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 6番 議案第55号の番号2について報告いたします。
令和6年11月21日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、日置市役所吹上支所から約300m以内に位置する農地であるので、第3種農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 13番 議案第55号の番号5について、報告いたします。
令和6年11月26日、私と副の宮脇委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんする区域に近接する区域内にあり、またその規模が約1.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地の「市街地近接農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 14番 議案第55号の番号6について報告いたします。
令和6年11月26日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、土地区画整理事業の施行区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

- 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 19番 議案第55号の番号7について報告いたします。
- 令和6年11月21日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
- 当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
- 農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。
- 資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
- 許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
- 転用事業面積の妥当性は、妥当です。
- 災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
- 総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
- 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。
- 議案第55号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号3及び番号4以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
- 何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第55号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号3及び番号4以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第55号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号3及び番号4以外の案件について、許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第7、議案第56号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
- 事務局 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の29頁をご覧ください。1件です。
- 非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
- 番号1は、20年以上経過した宅地です。
- 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 9番 議案第56号の番号1について報告いたします。
- 令和6年11月24日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
- 当該農地の現況は非農地です。
- 認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
- 総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
- 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。議案第56号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。
- 会長 何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第56号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第56号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第57号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。
 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
 地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34項の利用権設定分の番号9、番号10及び番号11です。貸借です。
 面積について、田が 2,841㎡、計 2,841㎡、うち再設定面積は 2,841㎡。
 利用権設定件数は3件、うち再設定件数は3件です。
 本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第57号の地頭所忠一委員が関係する利用権設定の番号9、番号10及び番号11の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第57号の地頭所忠一委員が関係する利用権設定の番号9、番号10及び番号11の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。
 地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 〔着 席〕

会長 次に、議案第57号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。32頁の番号1です。売買です。
 面積は、畑が 1,842㎡、計 1,842㎡、作物はミニトマトです。
 次に、利用権設定分です。資料の33頁から34頁です。貸借です。
 面積について、田は 1,464㎡、畑は 9,644.09㎡、計 11,108.09㎡、うち再設定面積は 5,446㎡、
 利用権設定件数は8件、うち再設定件数は3件です。
 本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第57号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第57号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第9、議案第58号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。
 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

- 事務局 37頁の番号1から番号3です。貸借です。
この案件につきましては、借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。
面積について、畑が 5,045㎡、計 5,045㎡、利用権設定件数は3筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく願います。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第58号の上原委員が関係する番号1から番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第58号の上原委員が関係する番号1から番号3の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
上原委員に着席の連絡をしてください。
- 10番 [着 席]
会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
2番 [退 席]
会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 37頁の番号8です。貸借です。
この案件につきましては、借人が地頭所委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。
面積について、畑が 332㎡、計 332㎡、利用権設定件数は1筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく願います。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第58号の地頭所委員が関係する番号8の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第58号の地頭所委員が関係する番号8の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
地頭所委員に着席の連絡をしてください。
- 2番 [着 席]
会長 次に、議案第58号の議事参与制限以外の案件を審議します。
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 資料の37項です。貸借です。
面積について、田が 3,836㎡、計3,836㎡、利用権設定件数は4筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく願います。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第58号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定するこ

とに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第58号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長

以上で、本日の審議は終了しました。

令和6年度11月総会を閉会します。

(閉会10時10分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

奥 和 俊

18番

横山 義晴

19番

中 五 利 一 朗